



鳥取県公報

平成16年6月30日(水)
号外第102号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(60) (空港港湾課).....	2
	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(61)(福祉保健課).....	2
	鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則(62)(景観自然課).....	3
	港湾法施行細則の一部を改正する規則(63)(空港港湾課).....	4
教委規則	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(14)(高等学校課).....	8

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 劇場、映画館又は演芸場等の公共的施設のうち一定規模以上のものの新築等に係る届出義務等の規定が適用除外となる者から、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び中小企業総合事業団を除くこととした。(別表第4関係)
- 2 この規則は、平成16年7月1日から施行することとした。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 景観形成地域内において建築物等の新築等の特定行為を行おうとする際に届出を要しない公共的団体について、地域振興整備公団を削ることとした。(第11条関係)
- 2 この規則は、平成16年7月1日から施行することとした。

港湾法施行細則の一部を改正する規則

- 1 制限区域内への立入りの特例(第1条の2関係)
 - (1) 制限期間内に港湾施設の制限区域に立ち入ることのできる場合は、次に掲げるものとする。
 - ア 制限区域内の岸壁の使用について許可を受けた船舶及び当該船舶の乗組員又は乗客が許可期間中に立ち入る場合
 - イ 制限区域内に保管若しくは貯蔵されている貨物又は保管若しくは貯蔵しようとする貨物の運搬を行うために立ち入る場合
 - ウ 制限区域内の岸壁に停泊する船舶に関して水先を行うために立ち入る場合
 - エ 引船業者及びその船舶が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して引船を行うために立ち入る場合
 - オ その他知事が立入りの必要を認めた者又は車両若しくは船舶が立ち入る場合
 - (2) 知事は、(1)に掲げる場合においても、保安上必要と認めるときは、制限区域内への立入りを制限できることとした。
- 2 制限期間の公示方法(第1条の3関係)

制限期間を指定したときの公示方法は、制限区域周辺及び鳥取港湾事務所の施設内への掲示並びにインターネットを利用する方法とする。こととした。

3 禁止行為（第1条の4関係）

港湾施設における禁止行為のうち規則で定める行為は、次に掲げるものとする。こととした。

- (1) 自動車、自転車その他の車両又は船舶を投棄又は放置すること。
- (2) 竹木、土石、廃棄物その他港湾管理上支障となるものを放置すること。

4 行為の許可の申請（第2条の4、様式第1号の2関係）

ポートパークにおける行為の許可を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととし、その様式を定めることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。**6 施行期日等**

- (1) この規則は、平成16年7月1日から施行すること。ただし、4及び(2)の一部については、同月15日から施行することとした。
- (2) 鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行うこととした。

規 則

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第60号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成16年鳥取県条例第22号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成16年7月15日とする。

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第61号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第4(第9条関係) 1 略 2 略 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略	別表第4(第9条関係) 1 略 2 都市基盤整備公団 3 略 4 略 5 地域振興整備公団 6 略 7 中小企業総合事業団 8 略 9 略 10 略

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第62号

鳥取県景観形成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。 (1)~(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	第11条 条例第12条第1項第2号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる団体とする。 (1)~(2) 略 (3) 地域振興整備公団 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第63号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

第1条 港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(制限区域への立入りの特例)</p> <p>第1条の2 条例第2条の2第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合（知事が保安上制限区域内への立入りを制限することが必要と認める場合を除く。）とする。</p> <p>(1) 制限区域（条例第2条の2第1項に規定する制限区域をいう。以下同じ。）内の岸壁の使用について条例第3条第1項の許可を受けた船舶及び当該船舶の乗組員又は乗客が当該許可を受けた期間中に立ち入る場合</p> <p>(2) 制限区域内に保管若しくは貯蔵されている貨物又は保管若しくは貯蔵しようとする貨物の運搬を行うために立ち入る場合</p> <p>(3) 制限区域内の岸壁に停泊する船舶に関して水先を行うために立ち入る場合</p> <p>(4) 引船業者及びその船舶が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して引船を行うために立ち入る場合</p> <p>(5) その他知事が立入りの必要を認めた者又は車両若しくは船舶が立ち入る場合</p> <p>(制限期間の公示方法)</p> <p>第1条の3 条例第2条の2第3項の規則で定める方法は、制限区域周辺及び鳥取港湾事務所の施設内への掲示並びにインターネットを利用する方法とする。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第1条の4 条例第2条の3の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 自動車、自転車その他の車両又は船舶を投棄又は放置すること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>

(2) 竹木、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）その他港湾管理上支障となるものを放置すること。

（電子申請に対する処分の通知等）
第2条の3 略

（行為の許可の申請）
第2条の4 条例第3条の2第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を知事に提出しなければならない。

（電子申請に対する処分の通知等）
第2条の3 略

第2条 港湾法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号の次に次の様式を加える。

様式第1号の2（第2条の4関係）

ボートパーク内行為許可申請書

職 氏 名 様

ボートパーク内における行為の許可を受けたいので、港湾法施行細則第2条の4の規定により申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

Ⓜ

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

記

新規・継続の別	新規・継続
継続の場合の当初許可年月日	年 月 日
港 湾 名	港
行 為 の 種 別	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	許可の日（又は 年 月 日）から 年 月 日まで

行 為 の 場 所	
そ の 他	

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 行為の種別欄には、物品販売業、業として行う役務の提供、展示会、競技会又は講習会のうちで該当するものを記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第1条中港湾法施行細則第2条の3の次に第2条の4を加える改正、第2条の規定及び附則第3項の規定は、同月15日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この項において「移動細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この項において「移動後細目」という。)が存在する場合には、当該移動細目を当該移動後細目とし、移動細目に対応する移動後細目が存在しない場合には、当該移動細目(以下この項において「削除細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後							改 正 前						
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限							別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限						
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				所 属 名	事 項		事務処理権限の区分			
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長又は総合事務所の局長		種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長又は総合事務所の局長
空 港 港 湾 課	一～四略						空 港 港 湾 課	一～四略					
	五	鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第2条の2第2項の規定による制限区域の指定の告示				五	鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務				
			1の2	同条例第2条の2第3項の規定による制限期間の公示(鳥取港に係るものに限る。)									
			1の3	同条例第3条第1項及び第4項の規定による港湾施設の使用等の許可 (一) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの					1	同条例第3条第1項及び第4項の規定による港湾施設の使用等の許可 (一) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (二) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの(鳥			

<p>(二) (一)以外のもの</p> <p>2-7 略</p> <p>7の2 同条例第11条の2第1項の規定による制限区域内への立入中止、制限区域からの退去その他必要な措置の命令(鳥取港に係るものに限る。)</p> <p>7の3 同条例第11条の2第2項の規定による禁止行為の中止、港湾施設からの退去その他必要な措置の命令</p> <p>7の4 同条例第11条の2第3項の規定による行為の中止、設備の除却その他必要な措置の命令</p> <p>8-10 略</p>	<p>取港及び田後港に係るものを除く。</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p> <p>2-7 略</p> <p>8-10 略</p>
<p>六-十七 略</p> <p>十八 港湾法施行細則(昭和51年鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同規則第1条の2第1項5号の規定による制限区域内への立入の特例承認(鳥取港に係るものに限る。)</p> <p>2 同規則第1条の2第2項の規定による保安上必要な制限区域内への立入制限(鳥取港に係るものに限る。)</p> <p>十九 略</p>	<p>六-十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p>

3 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限							別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 個別事項に係る事務処理権限						
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				所 属 名	事 項		事務処理権限の区分			
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長又は事務所の局長の名称		種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関の長又は事務所の局長の名称
空 港 港 湾 課	一-四 略						一-四 略						
	五 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1-1の3 略					五 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1-1の3 略					
		1の4 同条例第3条の2第1項の規定による行為の許可 (一) 許可期間満了後の継続使用に係るもの (二) (一)以外のもの											
		2-10 略											
六-十九 略							六-十九 略						

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第14号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校、盲学校の高等部、聾学校の高等部、養護学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（高等学校等奨学資金の貸与の申請）</p> <p>第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校（盲学校の中学部、聾学校の中学部及び養護学校の中学部を含む。以下「中学校」という。）に在学時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 中学校在学時申請 中学校の第3学年に在学する者</p> <p>（2） 高等学校等在学時申請 高等学校等に在学する者</p> <p>第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（中学校在学時申請用）（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（1） 鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦調書（別記様式第1号の2）</p> <p>（2） その者の属する世帯の所得を証する書類</p> <p>（3） その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、将来高等学校等奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、当該申請者を高等学校等奨学資金貸与予定者として決定するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により、高等学校等奨学資金貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する中学校の長に通知するものとする。</p> <p>4 高等学校等奨学資金貸与予定者は、第2項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度に高等学校等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。</p> <p>5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第1号の3）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校若しくは高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（高等学校等奨学資金の貸与の申請）</p> <p>第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、高等学校等の在学時に行うものとする。</p>

い。

第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(高等学校等在学時申請用)(別記様式第1号の4)に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦調書
(2)及び(3) 略

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第5条の5 教育委員会は、第4条の4若しくは第5条の3の規定による申請書又は第4条の3第5項若しくは第5条の2第5項の規定による届出書の提出があった場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知するものとする。

(貸与期間の延長)

第8条の2 略

(転学による奨学資金の取扱い)

第8条の3 奨学生(高等学校等奨学資金の貸与を受けている者に限る。)は、転学した場合において引き続き奨学資金の貸与を受けようとするときは、転学奨学資金継続願(別記様式第7号)を在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の書類が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学資金の貸与を継続するものとする。

(奨学資金の返還)

第11条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、高等学校等奨学資金にあっては15年以内、大学等奨学資金にあっては20年以内に、半年賦又は月賦の方法で返還しなければならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2及び3 略

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

Table with 2 columns: 在学中学校等名, 立 言 雙 校 養護学校. Includes header '鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(中学校在学時申請用)' and '略'.

(裏)

Table with 1 column: 略

備考 略

別記様式第1号の2(第4条の3、第4条の4関係)

Table with 2 columns: 在学中学校又は 在学高等学校等名, 学習成績の評定平均値. Includes header '略' and '備考 略'.

別記様式第8号(第10条関係)

Table with 1 column: 略

Table with columns: 返還(最終返還額), 月 賦, 金(最終返還額), 本人関係事項. Includes '卒業後の連絡先' and '卒業後の就職先'.

第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦書(別記様式第1号の2)
(2)及び(3) 略

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第5条の5 教育委員会は、第4条の3若しくは第5条の3の規定による申請書又は第5条の2第5項の規定による届出書の提出があった場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知するものとする。

(貸与期間の延長)

第8条の2 略

(奨学資金の返還)

第11条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、高等学校等奨学資金にあっては15年以内、大学等奨学資金にあっては20年以内に、年賦、半年賦又は月賦の方法で返還しなければならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2及び3 略

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

Table with 2 columns: 在学高等 学校等名, 高等学校 立 課程 科 第 学年. Includes header '鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書' and '略'.

(裏)

Table with 1 column: 略

備考 略

別記様式第1号の2(第4条の3関係)

Table with 2 columns: 在学高等学校等名, 略. Includes header '略' and '備考 略'.

別記様式第8号(第10条関係)

Table with 1 column: 略

Table with columns: 返還(最終返還額), 半年 賦, 月 賦, 金(最終返還額), 本人関係事項. Includes '卒業後の連絡先' and '卒業後の就職先'.

第2条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の3を別記様式第1号の5とし、別記様式第1号の2の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号の3(第4条の3関係)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書		
学 校 名 等	課 程 科	(修学期間) 年 月 日 ~ 年 月 日
学 校 所 在 地		
学 校 設 置 者		
他の奨学金の 貸与・給付の 有 無	有 ・ 無	
上記のとおり相違ありませんので、お届けします。		
年 月 日		
鳥取県教育委員会 様		
貸与予定者 氏名		
住所		
出身中学校名		

備考 印は、該当のものを で囲むこと。

別記様式第1号の4 (第4条の4関係)

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書 (高等学校等在学時申請用)

フリガナ 申請者氏名				住	郵便番号		
生年月日		年 月 日生		所	電話番号() -		
在学高等学校等名		立 高 等 学 校 高等専門学校		課 程 科 第		学 年	
生計を一にする家族及びその所得	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	所得等の種類	収入金額(税込) ・売上高	所得(利益)金額 (税込)
就学者		続柄	氏 名	設置者別	学校種類別	学年	通学別(小・中を除く。)
		本人		国・公・私立		学年	自宅・自宅外
				国・公・私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外
				国・公・私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外
				国・公・私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外
				国・公・私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外

(裏)

	特 別 の 事 情	該当欄(該当する欄に を付けること。)	特 別 の 事 情	該当欄(該当する欄に を付けること。)
家 庭	(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	
	(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
	(3) 障害者のいる世帯		(7) 父母以外の所得がある世帯	
	(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情がある世帯	
事 情	(上記に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)			

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申 請 者 氏名 ⑩

連帯保証人 氏名 ⑩

住所

本人との続柄() 年 月 日生

連帯保証人 氏名 ⑩

住所

本人との続柄() 年 月 日生

備考

- 1 印は、該当のものを で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に 印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第7号を次のように改める。
別記様式第7号(第8条の3関係)

転 学 奨 学 資 金 継 続 願

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

年 月 日より下記のとおり転学しましたので、引き続き奨学資金の貸与をお願いします。

奨 学 生 番 号	フリガナ				印
-	氏 名				
	学 校 名	課 程	学 科	学 年	
転出	立 学校				
転入	立 学校				
転学理由	一家転居 ・ そ の 他 ()				

上記のとおり、転学により本校から転出したことを証明します。

年 月 日

学 校 長 氏名

[職 印]

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学 校 長 氏名

[職 印]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に奨学資金を年賦により返還している者の返還方法については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。